

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成25年度)

平成26年 6月26日

東京都知事 殿



報告者

住所

東京都千代田区鍛冶町2-5-10

氏名

東京硝子器械株式会社 代表取締役 白井義則

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

03(3252)3461

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成25年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		東京硝子器械株式会社					業種	154 機械器具卸売業		
事業場の所在地		〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-5-10					電話番号	03(3252)3461		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	(6) 廃プラスチック類	1.74	93	13-10-008897	広陽サービス株式会社	〒135-0062 東京都江東区東雲2-10-21、 23、25	13-20-008897	広陽サービス株式会社	〒	
2						〒			〒	
3						〒			〒	
4						〒			〒	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。

(東京都により一部改編 H23.3)